

# 所得税と市・県民税の申告相談

申告期間は

～申告は正しく、お早めに～

**2月16日木**から**3月15日木**まで

問い合わせ ▶ 所得税申告=島田税務署 ☎0547②3121 ▶ 市・県民税申告=市役所税務課 植田 ☎③0035

市役所の相談会場では、市・県民税の申告、給与所得や年金所得などといった所得税A申告を中心に相談を受けます。月曜日および期間の終盤は大変混み合いますので、早めに申告相談を行ってください。  
 榛原会場では、e-Taxによる自主申告ができます。

開場時間 午前8時  
 受付時間 午前8時15分～午後4時（混雑の状況により、時間前に終了する場合があります）  
 相談時間 午前8時30分～正午、午後1時～当日受付終了

会 場 期 日	相良会場 相良史料館ホール		榛原会場 榛原庁舎4階会議室	
		外 部 相 談 日		外 部 相 談 日
2月16日(木)	指定地区なし		指定地区なし	
17日(金)	指定地区なし		指定地区なし	
20日(日)	白井、男神、女神、大寄、西萩間		勝間下、勝間上、切山下、切山中	
21日(月)	白井、男神、女神、大寄、西萩間		根松、堀の内、時ヶ谷	
22日(火)	松本、西山寺、中西、黒子、蛭ヶ谷、和田	税理士	道上、後原、谷の口	
23日(水)	地頭方	税理士	東慶林、県営住宅、西福田、東福田	
24日(木)	東萩間、牧之原	税理士	1丁目、3丁目、10丁目	
27日(日)	大江、菅ヶ谷	税理士	日機装、仁田、道場、追廻、中	
28日(月)	大江、菅ヶ谷		橋柄、新戸、庄内、鹿島	税理士
29日(火)	新庄、遠渡		坂部第4、坂部第5、坂部第6	税理士
3月1日(水)	新庄、遠渡		勝田上、勝田下、三栗、朝生	税理士
2日(木)	大沢		坂部第1、坂部第2、坂部第3	税理士
5日(日)	波津、汐見台		青池、寄子、橋向、藤沢	
6日(月)	波津、汐見台	税務署	青池、寄子、橋向、藤沢	
7日(火)	須々木、鬼女新田		2丁目、4丁目	
8日(水)	落居、笠名、堀野新田		東5丁目、西5丁目、11丁目、12丁目	
9日(木)	相良、福岡		牧之原北、牧之原南、布引原、牧之原中央	
12日(日)	片浜		6丁目、仲町	
13日(月)	指定地区なし		指定地区なし	
14日(火)	指定地区なし		指定地区なし	
15日(水)	指定地区なし		指定地区なし	

▶ 税理士=無料税理士相談/税理士による無料相談 ▶ 税務署=税務署出張相談/島田税務署職員による相談

確定申告を相談する場合は下記に注意してください。

- 島田税務署（プラザおおり）で申告対象の人
  - ▶ 土地や株式などの譲渡申告がある人 ▶ 1年目の住宅ローン控除がある人 ▶ 贈与税の申告をする人
  - ▶ 消費税の申告をする人 ▶ 平成22年以前の申告をする人 ▶ 青色申告の人
- 収支内訳書
  - 事業所得の収支内訳書が完成していない場合は申告の相談ができません。作成してから来場してください。
- 社会保険料控除
  - 公的年金から引き去りされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者保険料は年金受給者本人のみが対象です。
- 税理士による無料相談（時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後4時）
  - ▶ 消費税申告、青色申告は無料税理士相談日に限り、市役所の相談会場で申告することができます。（日程表参照）
  - ▶ 土地や株式などの譲渡申告は相談できません。

確定申告書は  
国税局から郵送されます

1月下旬から2月上旬までに郵送予定です。  
 「確定申告書が届かない」「初めて申告する」という人は、島田税務署へ問い合わせください。  
 国税庁ホームページから申告した人や昨年実施した年金受給者に対する事前説明会でパソコンを利用して申告した人には、申告書は送付されません。

年金所得者の申告手続きが  
簡素化されました

公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました。還付申告は提出可。

対象となる人は  
市県民税申告が必要で

所得税の計算をした結果、所得税の確定申告の必要がない人で、平成24年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する場合は市・県民税の申告が必要です。  
 前年に市・県民税の申告をした人には、市役所税務課から申告書を郵送します。

▼ 営業・農業・不動産・配当・雑収入などの所得がある人 ▼ 給与所得以外の所得がある人 ▼ 2カ所以上から給与や公的年金などの支払いを受けた人 ▼ 給与所得者で勤務先から給与の源泉徴収票を受け取っていない人 ▼ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人 ▼ 年金収入があり、社会保険料や配偶者控除などの所得控除を受けようとする人 ▼ 国民健康保険に加入している世帯で、給与・年金などの所得がない世帯主

自宅のパソコンで  
確定申告ができます

インターネットから、24時間いつでも手軽に所得税の確定申告ができます。これを電子申告「e-Tax（イータックス）」といいます。  
 電子申告を行うためには、「住民基本台帳カード」と「ICカードリーダライタ」が必要となります。初めて電子申告をした年に限り、所得税の税額控除（上限4千円）が受けられます。  
 詳細は、国税庁のe-Taxホームページをご覧ください。

- 所得税の確定申告 e-Taxならこんなにいいこと
- 1 最高4,000円の税額控除
  - 2 添付書類の提出省略
  - 3 還付金がスピーディー
  - 4 24時間受付（1月16日～3月15日）

## ■ 説明会日程

指定日	対象
2月6日(日)	吉田町
2月7日(月)	島田市、川根本町
2月8日(火)	牧之原市

▶ 時間  
 午前9時30分～午前11時30分  
 午後1時30分～午後4時30分

▶ 会場  
 プラザおおり  
 島田市中央町5番地の1  
 （島田市役所横）

住宅借入金等特別控除の  
説明会を開催します

平成23年中に住宅を新築または購入、増改築などをして一定の要件に該当した場合は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。  
 対象者向けの説明会では、税務署職員が必要書類に基づいて申告書の作成まで指導し、その場で申告書の提出もできます。いずれの指定日でも参加できますが、なるべく牧之原市の指定日に参加ください。  
 詳細は島田税務署へ問い合わせください。

【持ち物】▶ 電卓 ▶ 申告者本人名義の口座番号が分かる物 ▶ 黒ボールペン ▶ 印鑑（朱肉を使う物） ▶ 平成24年1月以降に発行された住民票（住所に変更がない人は、住民票の他に入居年月日が分かる書類） ▶ 家屋の登記事項証明書 ▶ 金融機関などからの住宅取得資金に関わる借入金の年末残高等証明書 ▶ 源泉徴収票（給与または公的年金などの収入者） ▶ 敷地の登記事項証明書（借入金に敷地分も含まれている人） ▶ 建築工事の請負契約書または売買契約書の写し ▶ 建築確認済証、検査済証または建築士からの増改築等工事証明書の写し（増改築） ▶ 長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の控除を受ける人） ▶ 住宅用家屋証明書もしくはその写し、または認定長期優良住宅建築証明書（認定長期優良住宅の控除を受ける人） ▶ 住宅の新築、増改築などの際に受領した補助金など金額が分かる書類